

産業競争力強化法における規制改革の推進等に関する概要

- **<前段階>** 新分野進出等を行おうとする事業者が、その取組に係る規制の適用の有無を確認。
- **<第1段階>** 規制の特例措置の整備の要請を受けた事業所管大臣は、規制所管大臣に対し、検討を要請。
- **<第2段階>** 事業者は、「新事業活動計画」について、認定を申請。事業所管大臣は、規制所管大臣の同意を得て、計画を認定。
- **<第3段階>** 事業者は、安全性確保等の「措置」の実証結果を報告。事業所管大臣及び規制所管大臣は、特例措置の一般化・全国展開について、検討。

